

第24期 第33回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月13日(火) 13時30分から14時37分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(17人)

会長	12番	横山 成治
副会長	5番	安井 善次
副会長	13番	松尾 比古敏
副会長	15番	上坂 雅彦
	2番	宇野 幸太郎
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	6番	山本 公彦
	7番	田中 謙一
	8番	西村 博
	9番	森元 直紀
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	14番	正田 富美子
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(1人)

1番 高谷 久美子

5. 説明員(2人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	13番 松尾 比古敏 委員
		14番 正田 富美子 委員

第2	議案第121号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第122号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第123号	農用地利用集積計画について

- 報告第174号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について
報告第175号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第176号 農地法第5条第1項7号の規定による農地転用届出について
報告第177号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第178号 相続税納税猶予の適格者証明書について
報告第179号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局長

第24期第33回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。
最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号16番 服部 みさ子委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長

ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は中部選出の副会長であります上坂 雅彦委員をお願いいたします。
それでは、よろしくお願いいたします。

副会長

それでは、議事に先立ちまして本定例総会の成立について申し上げます。
本日は、高谷 久美子委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からのご挨拶をいただきます。

会 長

< 会長挨拶 >

副会長

ありがとうございました。
それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願ひします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願ひいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

13番 松尾 比古敏 委員

14番 正田 富美子 委員

よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第121号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議 長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺ひします。No. 1の衣川一丁目につきまして、地元委員より、ご意見をお願ひします。

委 員

No. 1の土地ですが、12月4日日曜日に地元推進委員、私、譲受人の3人で現地確認をいたしました。申請地の周囲に譲受人が土地を所有しておられて、その隣接に今度耕作される土地があります。それと、一部果樹園になっていますが、柿とミカンと栗が、写真で言うと上側、ずっと奥に続いています。その反対側に一部畑を作っておられ、湖西線と道と挟まって、隣接にほかの土地がなく何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No. 2及びNo. 3の石山寺三丁目につきまして、地元委員より、一括してご意見をお願ひします。

委 員

本件は市街化区域の土地でございまして、お母さんと息子さん、親子の間で農地を財産整理のため、交換するもので、田の形状等、一切いじらず名前の付替えみたいなものでございます。何ら問題ないと思料いたします。どうぞご審議のほど、お願ひします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 4の稲津一丁目につきまして、地元委員より、ご意見を願います。

委員 この土地につきましては、長年不耕作地になっており、その隣に譲受人の家屋があり、その関係上、譲受人が畑をするということで、その部分を一緒に買うという形になりました。復元計画書にありますように、木々の伐採など全てやっていく話になっておまして、年明け、夏ぐらいには営農が可能であるということになっております。特に地元の方からも、実際よく買ってくれたという話があったようで、その点につきましては、今後営農されていく形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。No. 1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第121号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第121号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第121号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第121号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4

は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第122号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりました。11月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、それでは、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員よりご報告をお願いします。

委員 No. 1につきまして、琵琶湖沿いの進入路のところは実際に使用するためのお金も支払われていて、周囲の方への説明も、また周囲に農地もないということで問題はないと思いました。また、土砂を入れるため、新たな進入路をつくるために放置されている雑木も整えられて、とても整備された、今までの状態であるよりも土地利用としてもよいと思いました。地元委員が心配されていた、その地域独特の土壌のことも理解された上で土壌搬入をされるということだったので、そういう点でも問題はないと思います。よろしくご審議ください。

No. 2につきまして、耕作されている田んぼを1枚囲む形での農転となりますが、白地の農地であるということと地元委員と推進委員が地元の地主さんとの細かいやり取りとコミュニケーションをされておりまして、説明もしっかりされているということで、地境が畦畔の上か下かなど、そういう細かいところの管理にまできちんとされていたので、何の問題もないと思います。

No. 3につきまして、こちらの案件では大きく3つのことが許可する上で大事なポイントとして出てきました。

1つが、29ページの図でも分かるように、太陽光パネルが近くに防護フェンスの低い状態で実際あったために、もし搬入された土砂がパネルにはねて破損した場合を想定して対策をするように、地元委員が指摘された面で、改善された案ではフェンスを設置すると計画図に反映されていたのでよいと思います。

また、2点目は、近隣の田んぼが山側にあって水が湧いてくるような田んぼということで、申請地に手掘りで暗渠がしてある状態でした。田んぼを見ても、すごく干せていない状態で暗渠の排水がきちんとできるようにする旨を計画図に記載してほしいと要求しましたところ、計画図に四角枠でパイプ設置と記載していただきましたので問題ないと思います。

また、3点目は、事務局の説明にもありましたように、申請地に進入するための道についてというところで、関係各所への確認が必要だと推進委員と地元委員からアドバイスがありました。そのことについても、28ページの1と2に文章記載されているとおりになれば問題はないと思いますので、その3つの点を踏まえて No. 1から No. 3についてご審議いただきたいと思います。

議長 はい、ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の南船路につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委員 農地法第5条の No. 1の内容でございますが、11月24日に一日立会委員、私、地元最適化推進委員と事務局とで立会いをさせていただきました。内容については、事務局からも説明がありました詳細な内容でよくお分かりいただけたと思います。また、一日立会委員からも詳細な問題点も踏まえてお話しいたきましたので、私から特にお話しする内容はないですが、一つ付け加えますと、この土地は県道から下の浜のほうに振れた地で、どちらかと言うと浜のほうに近いので、水が湧くような、そういう田が多く、なかなか耕作に適さない状況の田んぼでありました。そういうことから不耕作になっていたのですが、今回このような形で使用いただけるということは非常に現地としても助かる内容で、そういうことも考慮いただいて、ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい、ありがとうございました。
続きまして、No. 2の雄琴二丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委員 事務局から説明がありましたように、11月24日、一日立会委員、私、推進委員の3名と事務局で立会しました。当該土地は農地と山林に囲まれており、農地に対しても何ら支障がございませんので、特に問題ないと思ひます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。
続きまして、No. 3の大石小田原二丁目につきまして、私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきます。

先ほど一日立会委員よりも詳しくご説明がありましてとおり、申請地の隣側は、太陽光発電のパネルが設置されておりました。立ち会った時点では、ここに飛び石があつたりするとパネルに損傷が起るかもしれないから、その辺については改善してほしいということを伝えましたところ、その真ん中のところにフェンスをつけるというような形にしてあります。

それから、もう一つの問題は、進入路ですが、26ページに赤い線で川を渡って反対側の岸をずっと行くような形になっているのですが、この橋は勝手橋で余り広くないので、これで資材を運搬することになると通れないのでは、と言う話でしたが、31ページにございますように、小型のバックフォアや軽トラでしか搬入はしないということで、十分通れることも確認いたしましたので、特に問題はないかと思ひます。

それから、もう一つは、31ページで言ひますと、ページ数が書いてあるほうが山側で、そこから田んぼに相当な水が流れます。排水をするようにということで指示したところ、排水溝をつけるということです。真ん中に勝手水路が来ていますので、そちらに流して排水をさせるということで、土砂等々につきましては現状のままです。

用するというように聞いております。ですので、特に問題はないかと思えます。

以上です。それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。議案第122号の No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第122号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

No. 2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第122号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

議案第122号の No. 3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第122号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第123号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課、説明)

議 長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<採 決>

- 議 長 挙手全員により、議案123号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。
- ここで、議案の審査を終了します。
- それでは、続きまして報告案件です。報告第174号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について、報告第175号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第176号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第177号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第178号 相続税納税猶予の適格者証明について、報告第179号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。
- 事務局 (事務局、資料に基づき報告)
(事務局、集計報告)
- 議 長 はい、ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。
- (なしの声)
- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、以上をもちまして、報告案件を終了します。その他、何かありましたらお願いします。
- (なしの声)
- 議 長 それでは、これをもちまして、農地系の案件は終了します。
引き続き、農業振興係からの案件に移ります。
では、まず、農業者等との意見交換会、広報誌「みどりのこだま」3月15日号、全国農業新聞の講読について、事務局から一括して説明をお願いします。
- 事務局 (事務局、資料に基づき説明)
- 議 長 ありがとうございました。
ただいまの報告について、何かございましたらお願いします。
- 委 員 < 質疑・応答、意見等 >
- 議 長 それでは、続きまして、12月1日に、全国農業委員会会長代表者集会がございました。当日は天津市農業委員会の役員会と重なっておりましたので、副会長に行ってくださいました。
また、12月7日に、東海・近畿ブロック女性の農業委員会研修会が近江八幡市

の男女共同参画センターでオンライン開催され、〇〇委員に参加していただいています。まず、全国大会について、副会長より一言ご報告をお願いします。

副会長 < 報告 >

議長 はい、ありがとうございました。
では、引き続き、〇〇委員よりご報告をお願いします。

委員 < 報告 >

会長 貴重な報告をありがとうございました。
今の報告で何かご意見等ございませんか。
また、個別にお聞きいただければいいと思いますので、よろしくお願ひいたします。その他、事務局から何かありますか。ないようでしたら、マイクを司会に渡します。

副会長 以上をもちまして、第24期第33回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項等を終了いたします。

議事録署名委員

議長 (横山 成治 委員) 印

委員 (松尾 比古敏 委員) 印

委員 (正田 富美子 委員) 印